

大牟田市L P ガス料金高騰対策支援事業費支援金交付要領

制定 令和5年9月22日

発行人 一般社団法人福岡県L P ガス協会

(通則)

第1条 大牟田市L P ガス料金高騰対策支援事業費支援金（以下「支援金」という。）の交付については、大牟田市L P ガス料金高騰対策支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「一般消費者等」とは、大牟田市内でL P ガスの供給を受けるものであって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定するものをいう。ただし、質量販売による消費者を含まない。

2 この要領において「L P ガス販売事業者」とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けたものであって、一般消費者等にL P ガスを販売するものをいう。

3 この要領において「L P ガス料金高騰対策支援事業」（以下「支援事業」という。）とは、L P ガス協会がL P ガス販売事業者にL P ガス料金の値引き原資を助成し、L P ガス販売事業者が一般消費者等に対して大牟田市が指定する額を値引きした料金で販売する事業をいう。

(交付の目的)

第3条 この支援金は、L P ガス販売事業者が実施する支援事業に必要な経費を助成することにより、L P ガス料金高騰の影響を受ける一般消費者等の負担を直接的に軽減することを目的とする。

(交付対象者)

第4条 この支援金の交付対象者は、L P ガス販売事業者とする。ただし、以下に該当する者を除く。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員に就任している者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(対象経費等)

第5条 この支援金の対象経費、支援金額は別表のとおりとし、支援事業の実施に必要な経費であって、大牟田市LPガス料金高騰対策支援事業費補助金交付要綱に基づき大牟田市から受けた交付決定額の範囲内において支援金を交付する。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとするLPガス販売事業者は、交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに協会が設置する支援金センターに提出しなければならない。

2 交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 誓約書(様式第1号 別紙)
- (2) その他協会が設置する支援金センターが必要と認める書類

(交付決定)

第7条 協会が設置する支援金センターは、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 協会が設置する支援金センターは、前項の交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条の交付決定を受けた者(以下「支援事業者」という。)が、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付申請を取下げることができる期限は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(交付決定の取消し)

第9条 協会が設置する支援金センターは、支援事業者が次の各号の一に該当するとき、第7条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件、その他協会が設置する支援金センターの指示に違反したとき
 - (2) 支援金を支援事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 第4条ただし書きに規定する者であることが判明したとき
 - (4) その他この要領に違反したとき
- 2 協会が設置する支援金センターは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 支援事業者は、前項の返還を命ぜられたときは、協会が設置する支援金センターの定める期限内に返還しなければならない。

(事業内容等の変更)

第10条 支援事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を協会が設置する支援金センターに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 支援金の交付決定額に対して増額又は10パーセントを超える減額を行う場合。
 - (2) その他協会が設置する支援金センターが特に必要と認めた事項
- 2 協会が設置する支援金センターは、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第11条 支援事業者は、支援事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止・廃止承認申請書(様式第4号)を協会が設置する支援金センターに提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅滞の届出)

第12条 支援事業者は、支援事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに事業遅滞報告書(様式第5号)を協会が設置する支援金センターに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第13条 支援事業者は、支援事業の遂行又は支出状況について協会が設置する支援金センターの求めがあったときは、速やかに事業実施状況報告書(様式第6号)により協会が設置する支援金センターに報告しなければならない。

- 2 協会が設置する支援金センターは、必要と認めるときは、支援事業者に対して職員を派遣して必要な調査をさせることができる。

- 3 支援事業者は、前項の協会が設置する支援金センターの求めに応じ、調査に協力しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 支援事業者は、支援事業が完了したとき（支援事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日を経過した日又は、当該年度の 1 月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 7 号）を協会が設置する支援金センターに提出しなければならない。

(額の確定等)

第 15 条 協会が設置する支援金センターは、前条の報告書を受領した場合において、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに支援金の額を確定し、額の確定通知書（様式第 8 号）により支援事業者に通知する。

- 2 協会が設置する支援金センターは、前項の規定により支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、その超える部分の支援金の返還を命ずる。
- 3 支援事業者は、前項の返還を命ぜられたときは、協会が設置する支援金センターの定める期限内に返還しなければならない。

(支援金の支払)

第 16 条 支援金は、前条第 1 項の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、協会が設置する支援金センターが必要と認める経費については、概算払をすることができる。

- 2 支援事業者は、前項ただし書きの規定により支援金の概算払を受けようとするときには、概算払請求書（様式第 9 号）を協会が設置する支援金センターに提出しなければならない。
- 3 支援事業者は、第 1 項前段の規定により支援金の精算払を受けようとするときには、精算払請求書（様式第 10 号）を協会が設置する支援金センターに提出しなければならない。

(支援金の経理)

第 17 条 支援事業者は、支援事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して支援事業の収入額及び支出額を記載し、支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 支援事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前

項の収支簿とともに支援事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協議)

第18条 この要領に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、協会が設置する支援金センターが定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年9月22日から施行し、令和5年度の支援金に適用する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

対象経費	支援金額
<p>【値引き原資】 LPガス料金の値引き原資 （体積販売に限る。）</p>	<p>令和5年11月に検針を行う一般消費者等（販売契約数）1件あたり3,000円。 ただし、令和5年11月、12月の検針にかかる請求額（この要領に規定する支援事業による値引き前の額）の合計が3,000円に満たない一般消費者等については、当該請求額の合計を上限とする。</p>
<p>【販売事業者経費】 LPガス販売事業者が支援事業を実施するための作業等に要する経費</p>	<p>定額25,000円＋（150円×上記値引きを実施する一般消費者等の件数（販売契約数））</p>